

# 総点検に当たって整理すべき事項

(内閣府)

<p>1. 監督権限に基づき実施している具体的取組</p> <p>指導監督体制について</p> <p>「公益法人の指導監督体制の充実等について」(平成13年2月9日:公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ)を踏まえ、内閣府における所管公益法人に対する指導監督の責任体制を確立するため「内閣府本府等公益法人の指導監督体制について」を決定。(平成13年3月27日:大臣官房長決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総括公益法人指導監督官等の設置</li> <li>・ 内閣府本府等所管公益法人に関する指導監督連絡会議の設置</li> </ul> <p>規程の整備</p> <p>所管公益法人の設立及び監督に関する事務を処理するため「内閣府本府等の所掌事務に係る公益法人の設立及び監督に関する事務処理要綱」(平成13年1月6日内閣府訓令第42号)を制定。</p> <p>立入検査の充実</p> <p>所管公益法人に対する立入検査を計画的に実施するため平成13～15年度の立入検査計画を定め、内閣府本府等所管公益法人に関する指導監督連絡会議了解事項とした。</p>	
<p>2. 点検を実施するに当たって判断のもととする具体的基準</p> <p>「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「内閣府本府等の所掌事務に係る公益法人の設立及び監督に関する事務処理要綱」を基礎とし各項目について、次の視点から総合的に判断する。</p> <p>民業圧迫・ユーザー利益の阻害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対価を得る公益事業の内容、性格</li> <li>・ 対価の妥当性</li> <li>・ 付随的収益事業の支出規模</li> <li>・ 付随的収益事業の業種の妥当性</li> <li>・ 付随的収益事業からの利益の使途</li> <li>・ 各種報道等に基づく指摘の有無</li> </ul> <hr/> <p>目的と活動との整合・適切な情報公開</p> <p>ア目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施事業と目的との適合性</li> <li>・ 定款・寄附行為と実施事業との関係</li> <li>・ 総支出額に占める管理費の割合等</li> </ul>	<p>対象 86 法人</p> <p>0 × 0</p> <p>0 × 1</p>

イ情報公開		0
・ 供覧対象書類を事務所に備え置き、一般の供覧に供しているか。	×	1
高額な役員報酬・退職金		
・ 役員報酬規程・退職金規程の整備状況		
・ 常勤役員に対する報酬の妥当性（民間水準との比較、法人の財務状況等）	×	0
・ 常勤役員に対する退職金の妥当性（民間水準との比較、法人の財務状況等）		
委託先・発注先選定の公正性		0
・ 委託先・発注先選定の公正性を確保するシステムの有無	×	0
その他の点検項目		
ア機関・運営の適正性		0
・ 理事における関係者の割合	×	1
・ 理事の定数		
・ 財団法人における評議員会の設置の有無		
イ財務・会計の適正性		
・ 適用会計基準の状況		
・ 長期借入金規程の有無		0
・ 内部留保の状況	×	1
・ 株式保有の適正性		